森林・林業基本計画に関する審議の進め方について (案)

令和7年9月 **林野庁**

森林・林業基本法のしくみ

第1章 総則

第2条 森林の有する多面的機能の発揮

● 森林の有する多面的機能[※]が持続的に発揮されることは、国民生活及び国民経済の安定に不可欠である

ことに鑑み、

● 将来にわたって、森林の適正な整備及び保全が図られなければならない

その際、

- 山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要
- 定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮

※国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、 林産物の供給等の多面にわたる機能

第3条 林業の持続的かつ健全な発展

● 林業は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす

ことに鑑み、

● 林業の持続的かつ健全な発展が図られなければならない

その手段は、

- 林業の担い手が確保
- 生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立

● 林産物の適切な供給及び利用の確保

であることに鑑み、

- 需要に即して林産物が供給され
- 森林及び林業に関する国民の理解を深めつつ
- 林産物の利用の促進が図られなければならない

第2章 森林・林業基本計画

(次ページ)

第3章 森林の有する多面的機能 の発揮に関する施策

- 森林の整備の推進
- 森林の保全の確保
- 技術の開発及び普及
- 山村地域における定住の促進
- 国民等の自発的な活動の促進
- 都市と山村との交流等
- ▶ 国際的な協調及び貢献

第4章 林業の持続的かつ健全な 発展に関する施策

- 望ましい林業構造の確立
- 人材の育成及び確保
- 林業労働に関する施策
- 林業生産組織の活動の促進
- 林業災害による損失の補てん

第5章 林産物の供給及び利用の 確保に関する施策

- 木材産業等の健全な発展
- 林産物の利用の促進
- 林産物の輸入に関する措置

第6章 行政機関及び団体

重

要

森林・林業基本計画の変更について

森林・林業基本法

第2章 森林·林業基本計画

第11条

政府は、

● 森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林・林業基本計画を定めなければならない

基本計画は、

- 次に掲げる事項について定める
- ① 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針
- ② 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標
- ③ 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標は、森林所有者等その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める
- 森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、
- 森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、
- おおむね5年ごとに変更する
- 変更に当たっては、林政審議会の意見を聴き、
- 基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを<u>国会に報告するとともに公表する</u>

審議の進め方、日程(案)

- ▶ 現行基本計画は、令和3年6月15日に閣議決定されたものであり、<u>令和8年夏頃までに変更することが必要</u>
- ▶ このため、下記日程(案)により検討。このほか事業者や学会等からの意見の聞き取りを実施。
- ▶ 森林法の規定により、森林・林業基本計画に即してたてることとされている全国森林計画の変更も併せて検討

年月日	項目
令和7年 9月2日	 林政審議会(今回) 森林・林業基本計画の変更について(諮問) 審議の進め方、日程 森林・林業・木材産業をめぐる情勢 現行計画の実施状況
10月6日	◆ 林政審議会(第2回)◆持続可能な木材・木材製品の生産、国産材の供給・利用
11月19~20日	◆ 林政審議会(第3回)◆ 林業経営、山村振興※現地視察と併せて開催
12月10日	● 林政審議会(第4回) ・森林の整備・保全

年月日	項目	
令和8年 2月~6月頃	 ◆ 林政審議会(第5回) ◆ 論点の整理 ◆ 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標の考え方、数値 ◆ 新たな基本計画骨子案 ◆ 林政審議会(第6回) ◆ 新たな基本計画本文案 ● パブリックコメント ◆ 林政審議会(第7回) ◆ 森林・林業基本計画の変更について答申 	-
6月頃	* 基本計画の変更に伴い計画数量等を変更する全国森林計画についても諮問・答申 ・ 閣議決定、国会報告	